

下関市危険ブロック塀等撤去事業費（通学路）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による災害を未然に防止し、市内の通学路において通行人の安全を確保するため、市長が適当と認めた者が行う通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去事業に係る補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック造（補強コンクリートブロック造を含む。）、石造、れんが造その他の組積造の塀で、次のいずれにも該当するものをいう。

- （1） 市内に存すること。
- （2） 通学路（令和3年12月15日付け下関市耐震改修促進計画の別紙において定める通学路をいう。）に面していること。
- （3） 耐震診断（平成30年6月21日付け国住指第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知の別紙1ブロック塀の点検のチェックポイントによる点検を含む。）の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- （4） 道路面からの高さが1メートル以上あること。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、ブロック塀等の所有者（相続人を含む。）又は管理者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- （1） 市税を滞納している者
- （2） 販売を目的として整地及び建物解体工事をする際にブロック塀等を撤去する者
- （3） 道路整備に伴う移転補償を受けてブロック塀等を撤去する者
- （4） 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する

暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(5) その他特に市長が不適当とする者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が解体工事業者又は建設業者に依頼して行うブロック塀等の全部を撤去する工事その他市長が特に必要があると認める工事とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ブロック塀等の撤去に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2の額又はブロック塀等の長さ1メートルにつき20,000円を乗じた額のいずれか少ない方の額とし、その上限を100,000円とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(事前相談)

第7条 補助対象者は、次条第1項の規定による交付申請の前に、市長に対し当該申請内容について事前相談を行うものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業に着手する前に、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書（様式第2号）

(2) 補助対象事業に要する費用の見積書（内訳がわかるもの）の写し

(3) ブロック塀等の位置図

(4) ブロック塀等の配置図及び平面図（ブロック塀等の高さ、長さ、厚みその他必要な事項を明記すること。）

(5) ブロック塀等の現況写真

(6) ブロック塀等の所有者であることを示す書類（ブロック塀等が存する

土地の登記事項証明書、固定資産（土地・家屋）課税台帳兼名寄帳の写し等）

(7) 補助対象事業を施工する建設業者の土木工事業、建築工事業又は解体工事業の許可書の写し

(8) 市税の滞納なしの証明書

(9) ブロック塀等の耐震診断結果の写し又は別記 1 若しくは別記 2 の点検表

(10) ブロック塀等の所有者の同意書（様式第 3 号）（補助対象者がブロック塀等の管理者の場合に限る。）

(11) その他市長が必要と認める書類

2 前項の者は、次条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手してはならない。

（交付の決定）

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

（交付の条件）

第 10 条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

（決定の通知）

第 11 条 市長は、第 9 条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金（変更）交付決定通知書（様式第 4 号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、第 9 条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）により、当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助対象事業の推進）

第 12 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、適切に補助対象事業を推進しなければならない。

(申請の取下げ)

第 1 3 条 補助事業者は、第 1 1 条第 1 項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金取下げ申出書(様式第 6 号)により、当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第 1 4 条 補助事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金変更承認申請書(様式第 7 号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請においては、第 8 条第 2 項の規定を準用する。この場合において、前項の申請書に添付する書類は、当該変更に係る書類に限る。

3 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の実施が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

4 市長は、第 1 項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

5 前項の場合においては、第 1 1 条の規定を準用する。

(実績報告)

第 1 5 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了した日から起算して 2 0 日を経過した日又は当該交付の決定のあった日の属する会計年度の 1 月末日のいずれか早い日までに、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金実績報告書(様式第 8 号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の施工に係る工事請負契約書の写し又は請書の写し

- (2) 補助対象事業に要した費用の請求書の写し（内訳を含む。）及び領収書の写し
- (3) 補助対象事業の実施状況がわかる写真（工事中及び工事完了時に撮影したもの）
- (4) 補助対象事業に係る廃棄物に関する処分証明書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金交付確定通知書（様式第9号）により、当該補助事業者へ通知するものとする。

（是正のための措置）

第17条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

（補助金の交付請求）

第18条 第16条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金交付請求書（様式第10号）を速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第19条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該請求のあった日から30日以内に補助事業者へ当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第20条 補助事業者は、補助対象事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、

当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し等)

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

4 第1項の規定による取消しの通知は下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金交付取消通知書（様式第11号）により、第2項の規定による返還の命令は下関市危険ブロック塀等撤去事業費補助金返還命令書（様式第12号）により行うものとする。

(質問等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施上必要な指示をし、又は第20条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第23条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第24条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、令和９年度以前の予算に係る補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなお、その効力を有する。